

熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金交付要項
（趣旨）

第1 県は、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）により県内に自ら居住していた住宅に被害を受け、当該被災住宅に係る既存の住宅債務を有する者が、新たな住宅債務により住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅債務に要する経費について、予算の範囲内において住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（定義）

第2 この要項において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- （1） 「既存の住宅債務」とは、住宅の建設、購入、増改築若しくは補修又は居住する住宅に係る宅地の購入若しくは補修を目的に別表1に定める金融機関等から借入をした資金であって、熊本地震の発災日（平成28年4月14日）以前に金銭消費貸借契約を締結したものをいう。
- （2） 「新たな住宅債務」とは、住宅の建設、購入、増改築若しくは補修又は居住する住宅に係る宅地の購入若しくは補修を目的に別表1に定める金融機関等から借入をした資金であって、熊本地震の発災日の翌日（平成28年4月15日）以降に金銭消費貸借契約を締結したものをいう。
- （3） 「復興関係公共事業等」とは、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、県道熊本高森線4車線化事業、宅地耐震化推進事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、市町村が施行する被災宅地復旧支援事業又は被災マンションの建替えをいう。

（補助金の交付対象）

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 熊本地震により県内に自ら居住していた住宅に被害を受け、発災日現在、被災住宅に係る既存の住宅債務を有する者（承継者を含む。）
- （2） 熊本地震の復興関係公共事業等又はその他やむを得ない理由により、令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった者（ただし、復興関係公共事業等による場合は、被災した住宅と同一の敷地又は同一の事業区域内で再建する者に限る）
- （3） 県内に自ら居住するための住宅に、300万円以上（複数の借入がある場合は、その合計額。なお、既存の住宅債務の借換分が含まれる場合は、当該借換分を除いた額。）の新たな住宅債務を有する者（既存の住宅債務を有する者の承継者、独立行政法人住宅金融支援機構の親孝行ローンを利用する近親者及び知事がこれらと同等以上であると認める者（以下「承継者等」という。）を含む。）
- （4） 前号に係る新たな住宅債務に関する金銭消費貸借契約日の前月末現在で、第1号に係る既存の住宅債務について500万円以上（複数の借入がある場合は、その合計額）の残債を有する者
- （5） 新たな住宅債務を契約する日の属する前年（前年の所得証明書が取得できない場合は、前々年）の課税所得金額が780万円以下の者（承継者等を含み、同年の課

税所得金額が780万円を超える者を世帯員として有する者を除く。)

(補助金の額)

第4 交付する補助金の額は、新たな住宅債務に関する金銭消費貸借契約日の前月末現在の既存の住宅債務の融資残高に対する既存の住宅債務の利子に相当する額(別紙1により算定した額(千円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てる。また、50万円を超える場合は、50万円とする。))をいう。)を一括して補助する。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、別表2に掲げるものとする。

3 補助金の交付申請は、新たな住宅債務に関する金銭消費貸借契約の日から起算して3ヶ月以内(知事がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない。)に、規則第13条の実績報告及び規則第16条第1項の補助金の請求と併せて行うものとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第6 規則第13条の実績報告書は、別記第2号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第7 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

(補助金交付決定・額の確定)

第8 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(証拠書類の保管期間)

第10 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(現地調査等)

第11 知事は、補助金の交付業務の適性かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (金融機関等)

- 1 独立行政法人 住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫を含む。)
- 2 民間金融機関
- 3 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体
- 4 事業所等 (融資制度について明文の規定があるものに限る。)
- 5 その他、知事が認めるもの

別表 2 (添付書類)

- 1 市町村長の発行する罹 (り) 災証明書の写し
- 2 新たな住宅債務に係る金銭消費貸借契約書の写し
- 3 補助金の振込先の分かる預金通帳の写し
- 4 新たな住宅債務を契約する日の属する前年 (前年の所得証明書が取得できない場合は、前々年) の課税所得証明書 (世帯員全員のもの)
- 5 住民票 (世帯員全員のもの)
- 6 金融機関等の発行する融資残高等証明書 (別記第 1 - 1 号様式)
- 7 補助金額算定表 (別記第 1 - 2 号様式)
- 8 チェックリスト (別記第 1 - 3 号様式)
- 9 熊本地震の復興関係公共事業等であること等を証明する書類 (別記第 1 - 4 号様式)
- 10 その他、知事が必要と認めるもの

別紙 1

第4に定める既存の住宅債務の利子に相当する額の算定方法

新たな住宅債務に係る金銭消費貸借契約日の前月末現在の既存の住宅債務の融資残高（A）を次の1から4の条件により償還した場合の利子の合計額（50万円を超える場合は、50万円）とする。

1 償還方法

元利均等毎月償還

2 金利

新たな住宅債務に係る金銭消費貸借契約日の前月末現在の既存の住宅債務の金利

3 償還回数

新たな住宅債務に係る金銭消費貸借契約日の属する月から既存の住宅債務の最終償還日の属する月までの月数

4 毎月の償還額及び利子額の計算方法

$(\text{金利} / 100) / 12$

$$\text{①毎月償還額} = (A) \times \frac{(\text{金利} / 100) / 12}{1 - \{1 + (\text{金利} / 100) / 12\}^{-\text{償還回数}}}$$

$$\text{②上記のうち利子額} = (\text{毎月の償還日直前の融資残高}) \times (\text{金利} / 100) / 12$$